

岩手県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社 Slow Life	岩手郡滝沢村滝沢字室小路551番地2	訪問介護事業所 リベルタ	岩手郡滝沢村滝沢字室小路511番地	平成25年8月1日

2 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	日本調剤軽米薬局	九戸郡軽米町大字軽米第2地割65番地2	平成25年7月8日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社 Slow Life	岩手郡滝沢村滝沢字室小路551番地2	訪問介護事業所 リベルタ	岩手郡滝沢村滝沢字室小路511番地	平成25年8月1日

4 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	日本調剤軽米薬局	九戸郡軽米町大字軽米第2地割65番地2	平成25年7月8日